

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

公安委員会規則

- 愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 第5号 (住民サービス課) 1

警察本部告示

- 愛知県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正 第1号 (住民サービス課) 2

公安委員会規則

愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和七年七月二十九日

愛知県公安委員会委員長 中尾友紀

愛知県公安委員会規則第五号

愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
 愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(令和五年愛知県公安委員会規則第二号)の1部を次のように改正する。
 第十五条中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

様式第二(表)中
 「本人の法定代理人
 を
 法定代理人
 に、
 本人の任意代理人
 を
 任意代理人
 に改め、同様式(裏)中
 「提出する場合
 を
 提示し、又は提出する場合
 に、
 併せて提出して
 を
 併せて提示し、若しくは提出して

に改める。

併せて提示し、若しくは提出して
に改める。

併せて提示し、若しくは提出して
に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年八月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書の用紙は、改正後の愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第十三(表)中
「本人の法定代理人」
を
「法定代理人」
に、

様式第十九(表)中
「本人の法定代理人」
を
「法定代理人」
に、

「本人の任意代理人」
を
「任意代理人」
に改め、同様式(裏)中

「本人の任意代理人」
を
「任意代理人」
に改め、同様式(裏)中

提出する場合
を

提出する場合
を

「提示し、又は提出する場合」
に、
併せて提出して
を

「提示し、又は提出する場合」
に、
併せて提出して
を

警察本部告示

愛知県警察本部告示第1号

愛知県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年愛知県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

愛知県警察本部長 佐藤 隆 司

第15条中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

様式第2（表）中「本人の法定代理人」を「法定代理人」に、「本人の任意代理人」を「任意代理人」に改め、同様式（裏）中「提出する場合」を「提示し、又は提出する場合」に、「併せて提出して」を「併せて提示し、若しくは提出して」に改める。

様式第13（表）中「本人の法定代理人」を「法定代理人」に、「本人の任意代理人」を「任意代理人」に改め、同様式（裏）中「提出する場合」を「提示し、又は提出する場合」に、「併せて提出して」を「併せて提示し、若しくは提出して」に改める。

様式第19（表）中「本人の法定代理人」を「法定代理人」に、「本人の任意代理人」を「任意代理人」に改め、同様式（裏）中「提出する場合」を「提示し、又は提出する場合」に、「併せて提出して」を「併せて提示し、若しくは提出して」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の愛知県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書の用紙は、改正後の愛知県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

